

函館市監査公表第15号

函館市長から、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年9月27日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕 邦

函館市監査委員 金澤 浩 幸

函館市監査委員 池亀 瞳 子

函 財 管
令和4年(2022)9月13日

措 置 通 知 書

函館市監査委員 様

函館市長 工 藤 壽 樹

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

| | | | |
|--------------|-----------------------------|-----|-----------|
| 部 局 名 | 財務部 | | |
| 監 査 の 種 類 | 定期監査・財政援助団体等監査・その他（行政監査） | | |
| 監査等実施期間 | 令和2年10月16日～令和4年3月25日 | 提出日 | 令和4年5月19日 |
| 監 査 項 目 等 | 郵便切手やICカード乗車券などの金券等の取扱いについて | | |
| 勧告事項、指摘事項、意見 | | | |

ア 受払いの管理について

(ア) 払出し時の確認について

郵便切手等の払出し時の確認について、郵便切手等の払出し時の受払簿への記録や確認に係る事務において、当該使用者が一人で受払簿への記録や確認を行っている状況が見受けられた。

当該事務に当たっては、事務的ミスや紛失、盜難・不正使用等を未然に防ぎ、その発生を最小限に抑えるためにも、当該使用者とは別の職員が確認を行う事務処理に改められたい。

措置内容、対応・考え方

一部の課において、不適切な事例（使用者が一人で受払簿への記録）があったことから、現在は、使用者とは別の職員が郵便切手払出簿の記載内容と残枚数を確認する管理体制へ改めております。

函 財 管
令和 4 年(2022)9 月 13 日

措 置 通 知 書

函館市監査委員 様

函館市長 工 藤 壽 樹

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり通知します。

| | | | |
|--------------|----------------------------------|-----|-----------------|
| 部 局 名 | 財務部 | | |
| 監 査 の 種 類 | 定期監査・財政援助団体等監査・その他（行政監査） | | |
| 監査等実施期間 | 令和 2 年 10 月 16 日～令和 4 年 3 月 25 日 | 提出日 | 令和 4 年 5 月 19 日 |
| 監 査 項 目 等 | 郵便切手や IC カード乗車券などの金券等の取扱いについて | | |
| 勧告事項、指摘事項、意見 | | | |

イ 郵便切手の使用について

(イ) 郵便切手の調達について

郵便切手の調達について、基本的に調達した分は、調達した年度内に使用されるべきであるが、年度末（3 月中）に調達が集中し、予算執行上好ましくない状況が見受けられた。

調達に当たっては、年度内の必要数量や使用時期を的確に把握のうえ、計画的に調達し、繰越し分の縮減に努めるとともに、適切な予算額の計上および予算執行に努められたい。

措置内容、対応・考え方

これまで、残枚数が一定数（50 枚以下等）を下回った際に、今後使用予定を考慮せずに固定枚数（200 枚等）を調達していたため、調達時期によっては多額の繰越が生じる原因でもあることから、今後については必要数の見込みを立て、適正な管理・執行に努めてまいります。